

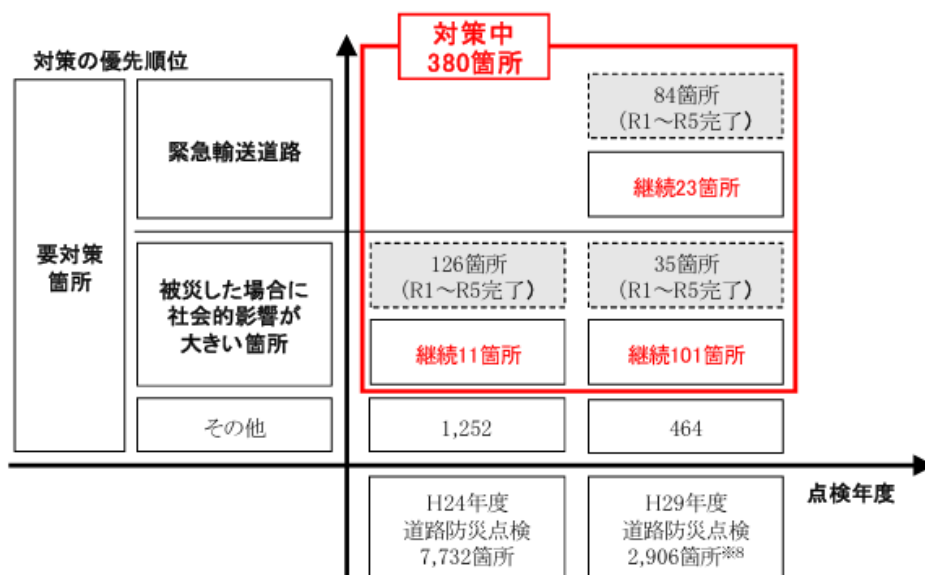
第四話 強靱化地域計画を読む（西日本 17 県）（つづき）

兵庫県では、道路防災に特化した計画として、平成 31 年、2019 年に「ひょうご道路防災推進 10 箇年計画」を策定し、現在は改定版の「ひょうご道路防災推進 10 箇年計画（令和 6 年度、2014 年度～令和 15 年度、2023 年度）」に取り組んでいる。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks11/documents/keikakuhonpen.pdf>

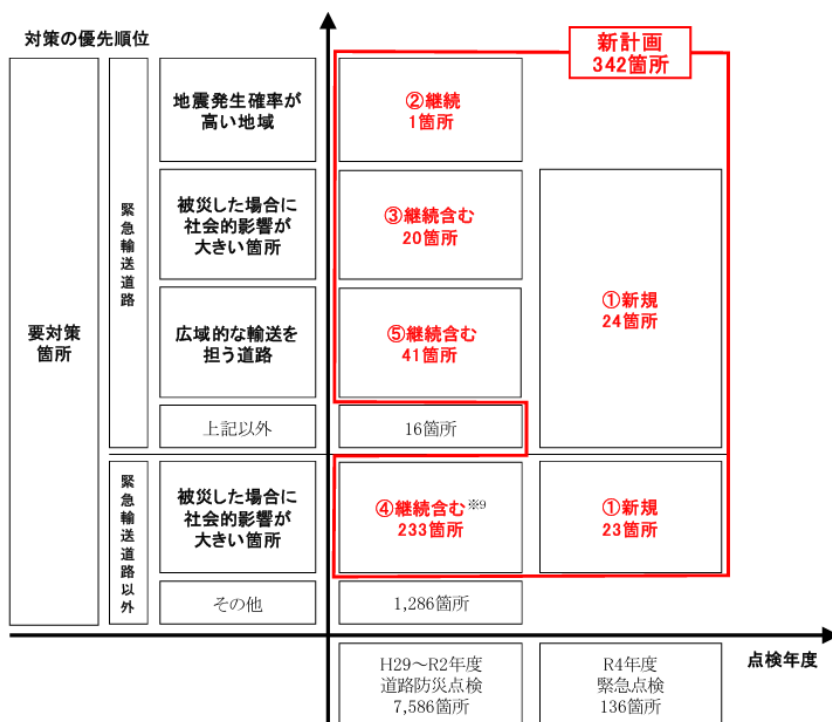
その目的は「緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい道路を対象に、これまでの取り組みに加え、新たな課題に対応しながら、計画的に橋梁耐震補強及び法面防災対策を進め、災害に強い安全な道路ネットワークの構築を図る。」ことにあるとされ、法面防災対策として、防災点検を平成 8・9 年度に初回の点検を実施し、平成 24 年度には、2 回目の防災点検（7,732 箇所）を実施し、要対策箇所（1,705 箇所）を抽出し、平成 29 年度～令和 2 年度には、3 回目の防災点検（7,586 箇所）を実施し、要対策箇所（1,701 箇所）を抽出している。平成 24 年度点検の要対策箇所のうち、被災した場合に社会的影響が大きい箇所 7137 箇所について、令和元年度から落石防護柵や落石防止ネットなどの対策を進め、令和 5 年度までに 126 箇所を完了させた。平成 29 年度点検の要対策箇所のうち、緊急輸送道路及び被災した場合に影響が大きい箇所 243 箇所について、令和 5 年度までに、119 箇所を完了させた。平成 29 年度から防災点検の範囲を見直し 4 箇年で全県管理道路の防災点検（約 8,000 箇所）を実施した。法面对策の進捗状況および当該計画に位置付ける法面防災対策を図示したものが掲載されている。

<進捗状況>





<計画に位置づける法面防災対策>



<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks11/documents/keikakuhonpen.pdf>

ひょうご道路防災推進10箇年計画（令和6年度～令和15年度）における主な道路防災対策の整備箇所は下記に整理されている。

（2）道路防災対策

路線名	事業箇所	事業概要
（主）宝塚唐櫃線 ほか	西宮市 塩瀬町生瀬 ほか	落石対策 等 L=533m
（主）三田篠山線 ほか	三田市 乙原 ほか	落石対策 等 L=533m
（主）西脇篠山線 ほか	西脇市 住吉町1 ほか	落石対策 等 L=111m
（主）姫路神河線 ほか	姫路市 夢前町新庄 ほか	落石対策 等 L=1,930m
（国）250号 ほか	赤穂市 高野 ほか	落石対策 等 L=1,330m
（主）宍粟下徳久線 ほか	宍粟市 山崎町青木 ほか	落石対策 等 L=440m
（国）482号 ほか	豊岡市 但東町三原 ほか	法面对策 等 L=373m
（国）178号 ほか	新温泉町 居組 ほか	落石対策 等 L=198m
（一）日影養父線 ほか	養父市 八鹿町日畑 ほか	法面对策 等 L=1,212m
（国）429号 ほか	丹波市 青垣町大名草 ほか	落石対策 等 L=2,017m
（主）洲本灘賀集線 ほか	洲本市 小路谷 ほか	落石対策 等 L=1,384m

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks11/documents/keikakuhonpen.pdf>





このように、各県での温度差はあるものの道路法面に関しては、地震時・豪雨時の緊急路確保を念頭に斜面・法面の健全性向上の姿勢が示され、具体的な法面对策、落石対策箇所の事業概要をしている県も存在する。量的情報は、斜面・のり面对策工のデータベースの作成に活用されるであろう。

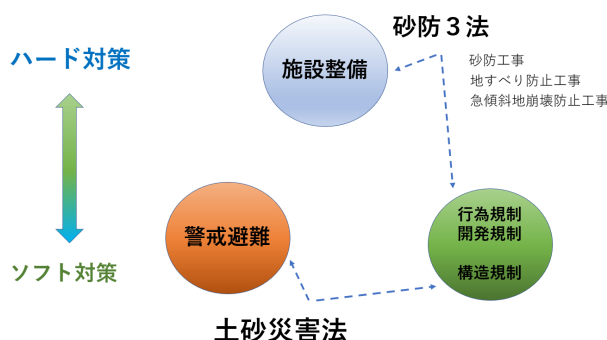
(2) 砂防・治山施設、およびため池施設

第二話で、「砂防分野の対象施設は、砂防法、地すべり等防止法および急傾斜地法の砂防3法を根拠法令としている。砂防3法は、いずれもハード対策に関する規定であり、さらに地域指定がされる共通点がある。」ことを述べた。前述したように強靱化地域計画は、ハード対策とソフト対策の両面からの検討がなされていることから、土砂災害防止法に関する記述がみられる事例が多い。ここで砂防3法および土砂災害防止法について簡単に触れておく。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年、平成22年改正）<https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000057>

土砂災害に係る法律はいずれも過去の災害経験を教訓として制定された。砂防法は明治30年（1897年）に成立し、成立の契機となったのは前年の明治29年の大水害である。地すべり等防止法は昭和33年（1958年）に成立し、契機は昭和32年の西九州豪雨災害、急傾斜地法は昭和44年（1969年）に成立し、契機は昭和42年に発生した西日本豪雨災害である。平成12年（2000年）に成立した土砂災害防止法は、平成11年に発生した広島豪雨災害を契機としている。

前3法は砂防3法と言われ、その目的は①災害発生源に対する行政のハード対策（砂防工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事）と②地域（区域）指定と行為規制（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域）にある。一方土砂災害防止法の目的は①災害を受ける土地に対するソフト事業（土砂災害のおそれのある箇所の周知、警戒避難体制の整備による住民の保護）および②立地抑制（危険箇所への新規住宅等の立地制限、移転支援）である。図示してみれば



のように理解できる。

岡山県では「高精度地形情報等から抽出した土砂災害警戒区域の指定等、ソフト対策も積極的に進めるなど、ハード・ソフト両面から土砂災害防止対策を推進する」として、KPIとして「砂防関連施設の整備により、新たな土砂災害の危険性から保全される戸数」を挙げ「令和5年度330戸——>令和10年度1,200戸」を目標としている。





一方、ハード対策として広島県では「ひろしま砂防アクションプラン 2021」で、砂防部門の事業別整備計画を定め、土砂災害に関するハード対策に関する成果目標と達成状況を下記のように示している。

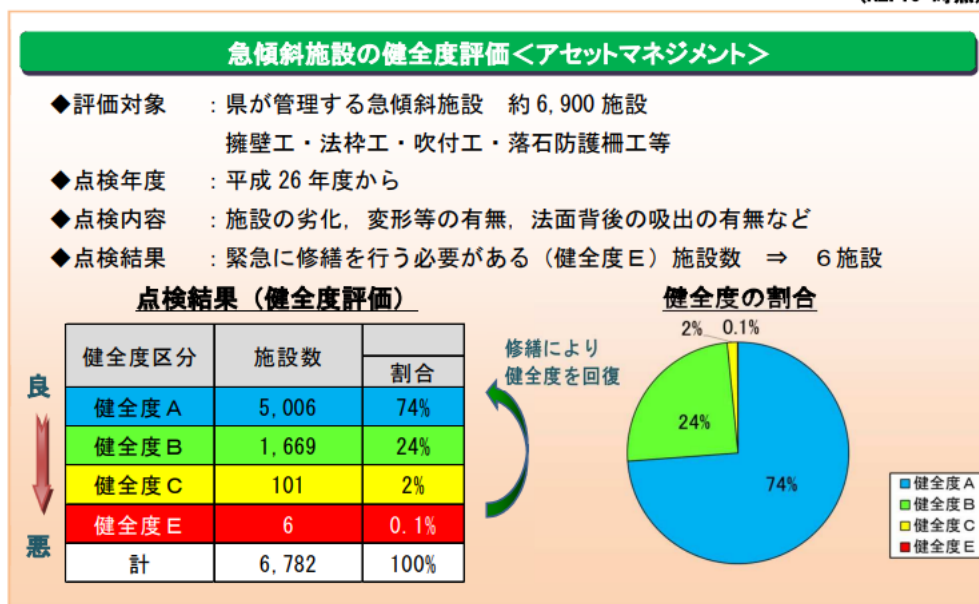
【ハード対策に関する成果目標と達成状況】

指 標	現況値《H28 年度当初》 上段:県事業(県事業達成率)	(R2年度末時点)	
		目標値 (県事業のみ)	実績値
土砂災害から保全される家屋数	約 103,600 戸 (44.0%)	約 105,700 戸 (44.9%)	約 105,700 戸 (44.9%)
土砂災害が発生した地域等の住宅密集地において土砂災害から保全される家屋数(内数)	約 41,600 戸 (64.7%)	約 42,300 戸 (65.9%)	約 42,200 戸 (65.6%)
土砂災害から保全される要配慮者利用施設数	389 施設 (40.4%)	408 施設 (42.4%)	406 施設 (42.2%)
土砂災害から保全される防災拠点及び代替避難所の無い大規模避難所(小・中学校)数	40 施設 (37.4%)	42 施設 (39.3%)	42 施設 (39.3%)

出典：https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/996893_8919804_misc.pdf

第一話で述べたように農林水産省は 2021 年には「予防保全型の老朽化対策の推進」としてアセットマネジメントの導入に向け行動計画を改定している。これに沿って広島県「ひろしま砂防アクションプラン 2021」には、アセットマネジメントの一環として砂防堰堤、溪流保全工、急傾斜施設および地すべり防止施設の健全度評価に基づく健全度向上が行われている。下記に急傾斜施設の例を示す。

(R2.10 時点)



出典：https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/996893_8919804_misc.pdf

(つづく)





会長のコーナ

バックナンバー

<u>No.4</u>	<u>2025年8月 8日</u>
<u>No.3</u>	<u>2025年7月25日</u>
<u>No.2</u>	<u>2025年7月 4日</u>
<u>No.1</u>	<u>2025年6月20日</u>

